

## 東京都観光ボランティアのユニフォーム等デザイン審査会設置要領

26産労観企第921号  
平成27年1月9日

### (目的)

第1 東京都では、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、ますます増加する外国人旅行者に対して、平成27年度から、観光ボランティアが、都内の外国人旅行者が多く訪れる地域において、旅行者に観光案内等を行う「街なか観光案内」を新たに実施する予定である。その「街なか観光案内」を含む観光ボランティアが、東京のおもてなしの最前線として、チームとして一体感を持って活動していただくとともに、一層のボランティア気運の醸成を図るため、観光ボランティアのユニフォーム等のデザインを募集する。そこで、観光ボランティアのユニフォーム等デザインの選定について、専門的な助言を得るために、「東京都観光ボランティアのユニフォーム等デザイン審査会」(以下「審査会」という。)を設置するとともに、審査会の運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (審査事項)

第2 審査会は次の事項について審査し、都知事に報告するものとする。

- (1) 「東京都観光ボランティアのユニフォームのデザイン等募集要項」に定める観光ボランティアのユニフォームのデザイン等の選定
  - (2) その他委員長が必要と認める事項
- 2 前項第1号に規定する審査は、別記「東京都観光ボランティアのユニフォームのデザイン等の選定に係る審査基準」によるものとする。

### (構成)

第3 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 産業労働局観光部長
- (2) オリンピック・パラリンピック準備局大会準備部運営担当課長
- (3) 産業労働局 観光部受入環境担当課長
- (4) 公益財団法人東京観光財団常務理事
- (5) 産業労働局観光部長が指定する者 1名
- (6) 東京都観光ボランティア代表者 男女各1名

### (委員長)

- 第4 審査会に委員長を置き、産業労働局観光部長をもってこれに充てる。
- 2 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。
  - 3 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する者がその職務を代行する。

### (会議)

第5 審査会は、委員長が招集する。